

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは➡の記号で表示します。  
市役所の代表電話番号は☎429-53-1111です。

# 暮らしの情報ページ

# CLIP

2月16日(月)～3月16日(月)

## ●所得税

所得税の確定申告、所得税の還付、郵送受け付け

### 市・県民税、所得税の申告期間

市・県民税 市・県民税の申告は市役所、各公民館で

#### 市・県民税申告受付日程

とき	会場
2月16日(月)	市役所(6階)
2月17日(火)	市役所(6階)
2月18日(水)	市役所(6階)
2月19日(木)	市役所(6階)
2月20日(金)	狭山台公民館
2月23日(月)	市役所(6階)
2月24日(火)	広瀬公民館
2月25日(水)	奥富公民館
2月26日(木)	水富公民館
2月27日(金)	市役所(6階)
3月2日(月)	市役所(6階)
3月3日(火)	市役所(6階)
3月4日(水)	市役所(6階)
3月5日(木)	入間公民館
3月6日(金)	入間公民館
3月9日(月)	市役所(6階)
3月10日(火)	堀川公民館
3月11日(水)	水野公民館
3月12日(木)	柏原公民館
3月13日(金)	市役所(6階)
3月16日(月)	市役所(6階)

※時間はいずれも9時～16時。住民税、主な所得税の申告用紙は各出張所・公民館、市民税課窓口にあります。なお、還付申告は上記日程以外でも、すでに所沢税務署で受け付けています(土・日・祝日は除く)

●問い合わせ市民税課(〒350-11380)内線109-1111

申告書は左記の会場へ提出するか、3月16日(月)までに市民税課に郵送してください。

申告が必要と思われるかたへ申告書を郵送します。同封の「申告書の手引き、書き方」を参考にお書きください。また、申告書が郵送されないかたでも申告が必要と思われるかたは、各出張所・公民館、市民税課に用意しておりますのでご利用ください。

お、確定申告をするかたは不要です。

(地代、家賃)、配当、年金などの所得がある▼勤務先から市に給与支払報がある▼申告が必要なかた(別表1参照)

平成10年1月1日現在で市内に在住し、次のいずれかに該当するかたは不要です。

(地代、家賃)、配当、年金などの所得がある▼勤務先から市に給与支払報がある▼申告が必要なかた(別表1参照)

平成10年1月1日現在で市内に在住し、次のいずれかに該当するかたは不要です。

所得税の確定申告  
青色申告、事業所得、不動産所得、譲渡所得の申告、住宅取得等特別控除の申告は、所沢税務署で受け付けます。市役所では受け付けできません。

所得税の確定申告  
所得税の確定申告、所得税の還付、郵送受け付け

の。このほか所得控除に必要な書類(障害者手帳など)▼配偶者の所得がわかる書類▼認め印

申告することで所得税が還付されるかたでも、次のいずれかに該当するかたは申告することで、源泉徴収された所得税が還付になる場合があります。申告の受け付けはすでに所沢税務署で行なわれています。

給与所得者で確定申告が必要ないかたでも、次のいずれかに該当するかたは申告することで、源泉徴収された所得税が還付になる場合があります。申告の受け付けはすでに所沢税務署で行なわれています。

融資を受け住居を取得、または増改築した▼10万円(所得の合計額が200万円未満のかたはその5%)を超える医療費を支払った▼年の途中で退職し、再就職していないなど

税務署で行なわれています。

申告書を受け居室を取得、または増改築した▼10万円(所得の合計額が200万円未満のかたはその5%)を超える医療費を支払った▼年の途中で退職し、再就職していないなど

税務署で行なわれています。

申告書の提出は手軽に郵送で確定申告期間中の税務署は、大変混雑します。確定申告書は自分で正しく作成し、郵送で提出しても差し支えありませんので、「郵送による提出をお勧めします。

郵送にあたってのお願い確定申告書の控えに税務署の受け付け印が必要なときは、提出する申告書のほか、申告書の控え、切手を貼った返信用封筒(住所・氏名を必ず記入)を忘れず提出してください。

●問い合わせ所沢税務署へ☎93-9111



税理士の還付申告無料相談  
2月2日～2月13日(土・日・祝日)  
を除く、各税理士事務所で、年金や  
給与所得者で医療費控除を受けよう  
とするかた、年の中途で退職または

付時間は、9時30分～16時です。  
●問い合わせ関東信越税理士会所  
沢支部事務局へ☎93-0822

結婚情報サービスを巡るトラブル  
安室奈美恵さんが結婚した時は号外まで出たとか。結婚をめぐる状況は、未婚化、晩婚化、離婚率の増加などが言われていますが、最近は結婚願望が表面に現れています。それにつれて結婚を希望する男女を会員として募り、出会い系の場を提供することを業とする結婚情報サービス結婚相談所・結婚紹介所などについての苦情も増えています。

◆電話で来店を促され、入会金30万円、月2名の紹介で月会費1万円で契約。説明では毎月のように見合いができるといふ話だったが、3ヶ月たつてようやく1人と会えるかどうか。それも希望する人とは会えず、勧められる人とは条件が合わない。解約したい。(30代男性・給与生活者)

◆結婚を約束した途端、会から成婚料が値上げと告げられた。1年前の入会時には1人30万円と契約書には書かれていたが、突然20万円の値上げをされた。支払わなければならないか。(30代男性・給与生活者)

大抵の場合「契約時と約束が違う。紹介内容に信頼が持てない。資料と条件が全く違う」という解約の申し出が多い。「希望しない人にまでデータが渡される。戸籍謄本を悪用されないか。新聞折り込み広告で知った会社だが、信用できるか」というプライバシーや信頼性の不安も見受けられます。結婚は大切な幸せ探し。この契約何かへんと感じたらセンターへ相談です。

センターへ☎54-17799